

成年後見制度関係者向け 認知症の人の意思決定支援研修

日程：2020年2月15日（土）13：30～16：30

会場：京都府立医科大学河原町キャンパス
臨床講義棟 北臨床講義室

本日の研修スケジュール

時間	内容	講師
13:30～13:35	開会挨拶 （京都府高齢者支援課）	
13:35～14:35	講演 「高齢者の日常生活における意思決定支援～成年後見、日常生活自立支援事業の現場から～」	名古屋市社会福祉協議会 権利擁護推進部 高橋 健輔
14:35～15:15	実践報告 「高齢者の遺す思いと意思決定能力（判断能力）の評価について」	椎名法律事務所 椎名 基晴
15:15～15:25	休憩	
15:25～16:25	実践ワーク 「意思決定能力の確認」 ：遺言能力チェックリストを例にして	名倉司法書士事務所 名倉 勇一郎 椎名 基晴
16:25～16:30	事務連絡 （京都府高齢者支援課）	

「高齢者の日常生活における意思決定支援」 ～成年後見、日常生活自立支援事業の現場から～

令和2年2月15日（土）
認知症の人の意思決定支援研修



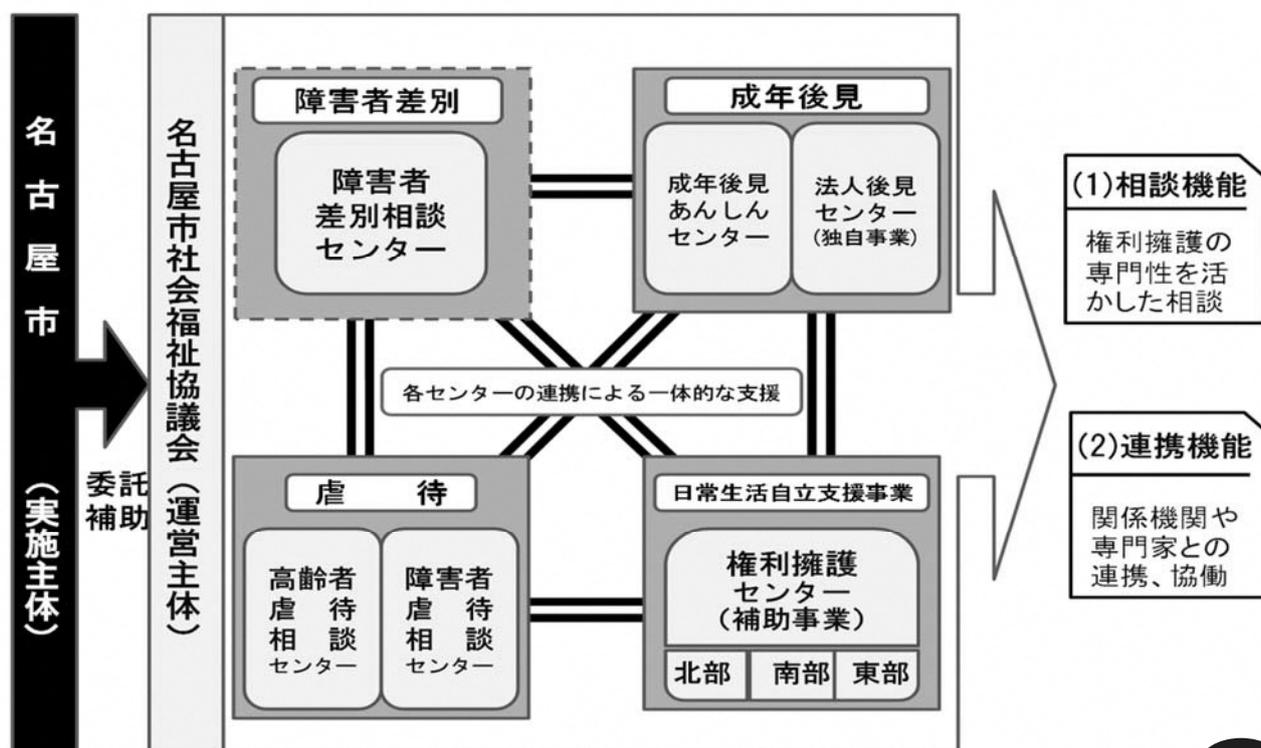
名古屋市成年後見あんしんセンター

Nagoya City Adult Guardianship Relief Center

名古屋市社会福祉協議会 権利擁護推進部 高橋 健輔

1

1 名古屋市社会福祉協議会の権利擁護推進体制



2

(1) 名古屋市成年後見あんしんセンター

名古屋市からの事業委託内容

①	成年後見制度に関する専門相談・申立支援
②	成年後見制度に関する広報・啓発
③	市民後見人候補者養成研修事業
④	市民後見人候補者バンクの設置・運営
⑤	市民後見人の受任調整
⑥	市民後見人の後見活動への支援及び監督
⑦	成年後見制度に関わる機関・団体との連携
⑧	市長申立事務（戸籍調査及び申立ての決定に係る事務を除く）
⑨	法人後見の支援（法人後見支援事業）

※平成22（2010）年10月 センター開設

令和2（2020）年夏頃 センターを機能強化し、中核機関としてリニューアル予定

3

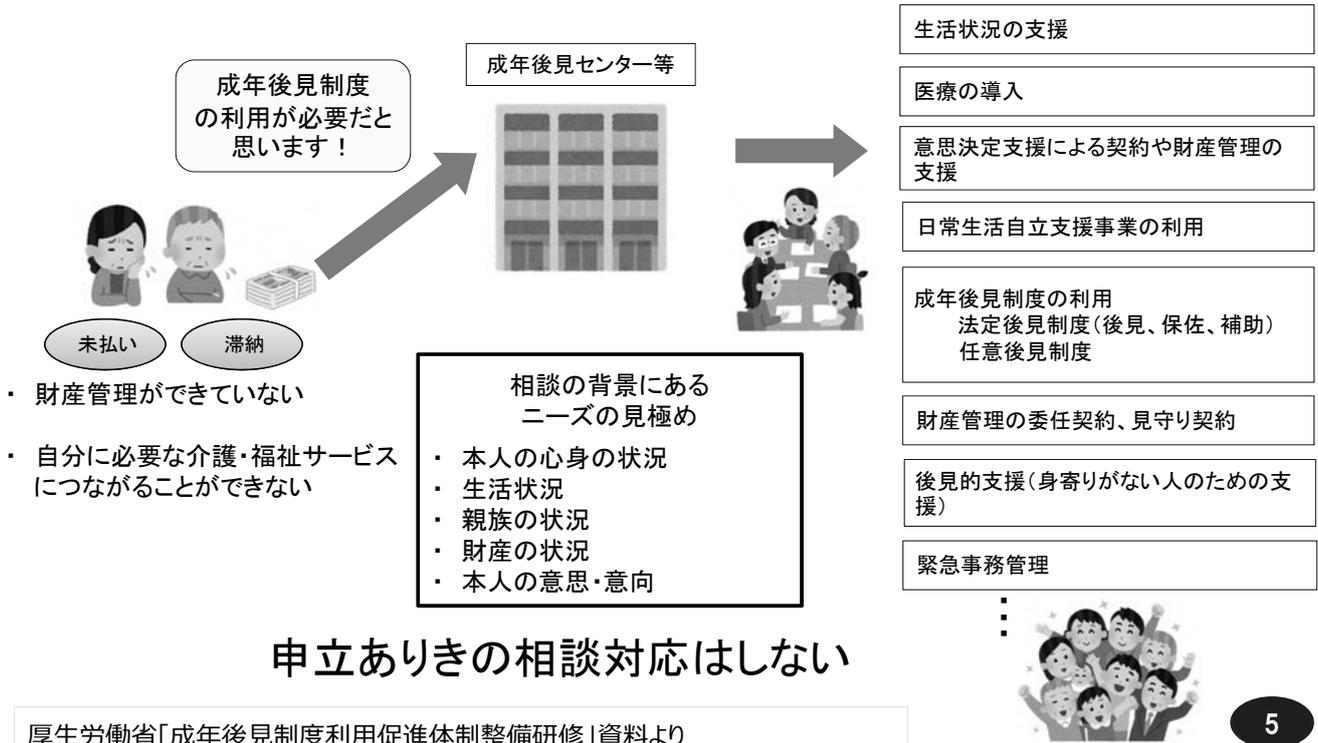
センター事業実績

委託事業内容	平成30年度実績
①成年後見制度に関する 専門相談・申立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談（弁護士・司法書士：予約制）29件 ・一般相談（職員：随時）1,485件 本人11.9%、親族41.3%、福祉・医療関係者23.0%、行政11.0%
②成年後見制度に関する 広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、チラシの作成・配布 ・ホームページの運営 ・出前講座に職員派遣 62件3,673名対象（市民後見人4件協力）
③市民後見人候補者養成 研修	<ul style="list-style-type: none"> ・15日間70時間の研修を実施、第7期で14名登録 ・バンク登録者124名（平成31年4月1日現在）
④市民後見人候補者バン クの設置・運営 ⑤受任調整 ⑥支援・監督	<ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ研修・受任者研修・受任者サロン 各4回 ・市民後見人NEWSの発行 3回 ・新規受任調整5件・リレー調整3件 計8名の市民後見人が誕生 （市民後見人受任51件：認知症34名、知的16名、精神1名）
⑧市長申立事務	<ul style="list-style-type: none"> ・市長申立事務依頼件数 88件 （親族関係図の作成、親族意向確認、候補者の調整、申立書の作成）
⑨法人後見の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・法人後見団体交流会 1回（7法人参加） ・シンポジウム 1回 ・法人後見団体研修 15回、法人後見支援員研修 1回

4

中核機関（成年後見センター等）における相談対応の特徴

成年後見センターに寄せられる相談は、財産管理に関するものが多いが、その背景に潜む、様々な生活課題にアプローチすることが必要で、ご本人が必要としている支援も多様な可能性がある（全てが成年後見制度につながる事例ばかりではない）



5

（２）日常生活自立支援事業

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

福祉サービスの利用援助

- 金銭管理サービスまたは財産保全サービスの利用者に対し、安心した生活をする上で必要な福祉サービスの利用を援助します。

金銭管理サービス

- 判断能力が不十分な方の預貯金の管理や公共料金や福祉サービスの利用料の支払いの支援
- 1回1,000円（生活保護受給者は無料）

財産保全サービス

- 判断能力が不十分な方の定期預金通帳や実印等を安全にお預かりします。
- 月額250円（生活保護受給者は無料）

相談事業

- 生活相談 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時
- 法律相談（要予約） 水・金曜日 午後 1時間程度

※サービスを希望するご本人と面談し、利用への同意、契約能力の有無等を確認します。ご本人への支援は、専門の研修を受けた「生活支援（援助）員」または職員（専門員）がお手伝いします。

6

日常生活自立支援事業の今後の方向性と取り組み課題

平成30年度日常生活自立支援事業実態調査報告書【全社協】(概要)

事業が果たしている役割

- ①本人の意思決定を支援する役割
- ②複合的な生活課題を解決し、権利擁護を図る役割
- ③権利擁護支援への入り口としての役割
- ④地域のネットワークをつくる役割

一層の強化・推進

今後の方向性

①成年後見制度利用促進との一体的な展開

・成年後見制度との連続性を高め、一体的に展開することにより地域における総合的な権利擁護体制の構築を図る。

②地域共生社会に向けた包括的支援体制との連動

・地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備の中に権利擁護の課題への取り組みを位置づける。

③事業実施主体のあり方

・①、②の動きとあわせ、市町村が主体となって日常生活自立支援事業を実施していくことを含め、事業実施主体のあり方について検討を行う。

取り組み課題

専門員の体制強化

・ニーズに応じた配置の充実
・複数配置、チーム体制の確保
・専門員のバックアップ体制、研修

生活支援員の確保、活動支援

・活動のバックアップ体制
・常駐型生活支援員の配置など多様な形態
・市民後見人養成と連動した人材確保、養成

関係機関との連携

・本事業の目的等の理解促進
・ケース会議を通じた支援方針等の共有

運営財源の確保、市町村との関わり

・成年後見制度利用促進とあわせて、市町村行政の関わりを広げる。
・事業の効果を伝え、財政負担を求めていく。

成年後見制度への移行・連携

・利用者の状況に応じて適切な制度利用を進める
・市町村長申立ての活用
・後見等の受け皿確保(法人後見、市民後見人)

生活保護受給者への適切な支援

・ケースワーカーとの連携、役割分担
・生活保護受給者の利用料補助の確保

権利擁護に関する取り組みの拡充

・任意後見に関する相談・支援、入所・入院に際しての支援、終活、死後事務、居住に関する支援等の取り組み拡充

業務の効率化と不正防止の取り組み強化

・事務の効率化、簡素化
・市町村社協における内部けん制及び都道府県・指定都市社協による業務監督の強化

7

(3) 各種契約と成年後見制度の関係

判断能力の低下

法定後見制度

判断能力不十分(補助)

判断能力著しく不十分(保佐)

判断能力が欠けているのが通常の状態の方(後見)

任意後見契約

判断能力あり

任意後見監督人選任

判断能力不十分

判断能力著しく不十分

判断能力全くない

- ・身元保証契約
- ・財産管理委任契約
- ・生活支援契約
- ・見守り契約
- ・死後事務委任契約

各種委任契約

判断能力あり

判断能力は不十分でも、契約能力あり

遺言書作成

判断能力あり

判断能力あり

成年被後見人であっても、事理弁識能力を一時回復したときに、医師2名以上の立会で遺言することができる

<契約の注意点>

- ・契約=判断能力があること
- ・監督は、「本人」自身のみ
- ・契約は、判断能力の低下により、成年後見制度へつなぐことが望ましいが...

8

（４）事例から考える権利擁護支援

● 認知症の人の知人による金銭搾取の事例

本人の状況： 認知症高齢者 70代女性ひとり暮らし

アパートでひとり暮らしをしていたAさんは、親族と疎遠でした。ある日、アパートの保証人になっていた知人Bさんから頻回にお金を騙し取られているかもしれないと、訪問した民生委員からいきいき支援センターに連絡が入りました。いきいき支援センターは、虐待ケースとして通報を受理し、金銭搾取防止と日常生活支援のために介護保険の申請と**日常生活自立支援事業**の説明をし、本人の申し出により、金銭管理サービスの契約を締結し、月2回生活援助員が生活費をお届けすることになりました。

ヘルパーやデイサービスを利用しながら生活していたAさんは、その後認知症状も進行していきました。そんなある日、Aさんは自宅で転倒し、救急搬送されました。大腿骨骨折で、手術の必要がありました。

入院生活を続ける中で、認知症状も進行し、区役所の協力を得て、親族を調査しましたが、関わりを拒否されたため、施設入所のために市長申立により、**成年後見制度**の利用となり、市民後見人が代理権でグループホームと契約し、入所となりました。

9

2 事例から考える意思決定支援

（１）Aさんの状況

Aさんの意向（意思）

一人でさみしく思うときもあるが、
今まで通り慣れた家で生活していきたい。



被後見人

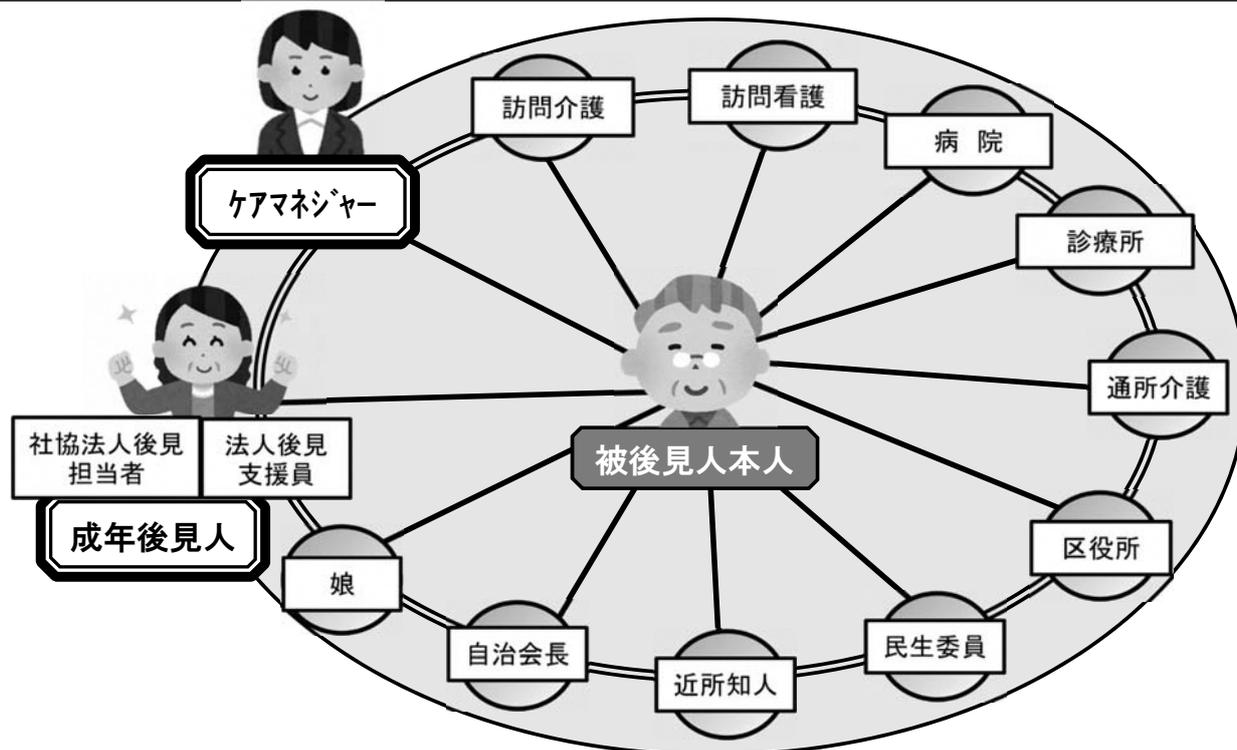
～居宅サービス計画書（１）「利用者の生活に対する意向」より～

<Aさんの状況>

- 80歳代女性、独居、要介護2、アルツハイマー型認知症
- 親族：娘（50歳代、近隣区在住）
- 介護サービス：訪問介護（5日／週）、訪問看護（1日／週）
通所介護（2日／週）
- 医療：通院（1回／月）
- 法定後見：市長申立、後見類型（日常生活自立支援事業から法定後見へ）
法人後見支援員（2日／月：自宅訪問）

10

(2) 本人を支えるネットワーク



「慣れた家で生活したい」本人の想いを実現する地域連携ネットワーク

11

(3) エピソード1「住まい」

ケアマネジャー

娘さん

被後見人

Aさんの**今後**について相談がしたいので、後見人さんもケース会議に参加してください。

ケアマネの依頼に基づき、Aさん宅で行われるケース会議に後見人も参加しました。
ケース会議には、娘さん、サービス事業所の職員が参加していました。

一日に何回も母から電話がかかり、私も大変です。
母には施設に入ってほしいと思っています。

Aさんの自宅での生活には限界がきていると思います。
安心して生活できる施設を探しましょう。

……。みんながそう言うなら施設に行こうかな。

12

自分に介護が必要となった場合、 どんな介護を希望しますか？

- ① 自宅で家族中心に介護を受けたい
- ② 自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせ
て介護を受けたい
- ③ 家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば
自宅で介護を受けたい
- ④ 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に住み替
えて介護を受けたい
- ⑤ 特別養護老人ホームなどの施設で介護を受けたい
- ⑥ 医療機関に入院して介護を受けたい

13

(4) エピソード2「娘との関係」



被後見人

Aさんから成年後見人に電話がありました。

持っているお金がなくなったので、3,000円持ってきてほしい。

Aさんの依頼に基づき、成年後見人は自宅に伺いました。

何かに使って足りなくなりましたか？
良かったらお聞かせいただけますか？

よく分からない…。
気がついたら財布の中のお金がなくなっていたの。



成年後見人

Aさんの希望どおり一旦、お金をお渡ししました。
Aさんの家を出る時に、工作中的ヘルパーさんが話しかけてきました。



ヘルパー

娘さんが来て、Aさんに「お金がほしい」と言って、3,000円もらって
いました。

14

(5) エピソード3「医療同意」



Aさんが自宅で転倒し、救急搬送しました。
すぐ病院に来てもらえますか？

ケアマネジャー

ケアマネの連絡で、後見人は病院に駆けつけました。

右大腿部頸部骨折です。通常、手術をするのですが、娘さんは同意されますか？
娘さんの同意がなければ、本人は後見人が就いている状況ですから、本人に確認するのは難しいですね。



医師



被後見人

.....



成年後見人

15

【参考】医療同意について

本人の意思を確認することが重要

医療同意権（医的侵襲行為）は、原則本人の一身専属権である。

本人の意思が確認できない場合に、本人の意思を推定できる家族に確認する。

本人の意思を推定できる家族がいない場合に、

家族、医療・ケアチームで本人にとって何が最善であるかについて話し合う。

【参考】

○「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

（平成30年3月厚生労働省）

○「認知症の人の医療選択と意思決定支援」

～本人の希望をかなえる「医療同意」を考える～（2016年3月 成本 迅先生）

啓発リーフレット①医療従事者向け意思決定支援ガイド

②在宅支援チームのための認知症の人の医療選択支援ガイド

③認知症の人と家族のための医療の受け方ガイド

16

(6) 意思決定支援の視点

- 本人には**意思があり、意思決定能力を有する**ということを前提にして、**意思決定支援**をする。
- 意思決定支援者は、本人の意思を尊重する**態度**で接していることが必要である。
- 意思決定支援者は、本人が意思決定を行う際に、本人との**信頼関係**に配慮する。
また、立ち会う者との**関係性**に配慮する必要がある。
- なるべく本人が慣れた**場所**や集中できる**時間帯**を選び、意思決定支援を行うことが望ましい。



- 本人が**意思を形成**することの支援（意思形成支援）
必要な情報の提供、分かりやすい言葉等、本人の理解度の確認、環境の整備
- 本人が**意思を表明**することの支援（意思表示支援）
支援者の態度や環境の整備、繰り返しの確認
- 本人が**意思を実現**するための支援（意思実現支援）
表明された本人の意思をチームで実現、実際に経験する機会づくり

厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」より

17

(7) その他のエピソード

<地域包括支援センター>

- 介護サービス等支援拒否をする方への支援（認知症、70代男性）
- ゴミ屋敷に住む身寄りがない方への支援（認知症、70代男性）
- ひとり歩き（徘徊）をする夫と心配する妻のご夫婦への支援（認知症、70代男性）
- 集合住宅の近所との付き合いが全くない身寄りがない方への支援（70代男性）

<日常生活自立支援事業・成年後見人等>

- 娘からの経済的虐待により後見人を受任した方への支援（認知症、80代女性）
- 夫からの暴力（虐待）により緊急保護した方への支援（認知症、70代女性）
- 自宅処分が必要となったグループホーム入所中の方への支援（認知症、80代女性）

社会生活（人生の岐路）・・・住まい、家族関係、医療、仕事、、、

日常生活（日々の暮らし）・・・食事、外出、買い物、娯楽、、、

→ 日々、意思決定の連続！しんどい時もありますよね。

18

3 誰のための権利擁護支援か (1) 権利擁護とは

● 権利擁護とは (アドボカシー : advocacy)

本人の権利行使を擁護し、ニーズを実現すること = 本人らしい生活の実現

意思決定支援



保護

・幸福追求権 (憲法13条) と生存権 (憲法25条) を追求すること

・最も目指すべき姿は、

- ①本人の自己決定を尊重し、
- ②ご本人の置かれた生活環境の中で最善の利益 (ベスト・インタレスト : 客観的視点から主観的視点へ) を確保することである。

・しかし、権利侵害 (虐待・消費者被害など) により保護・介入が必要な場面がある。
・また支援者の行動は、権利侵害の恐れがあることも忘れてはならない。

→「本人のため」の権利擁護支援である

→本人のために、成年後見制度、日常生活自立支援事業を活用する

19

(2) 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律 (平成28年法律第29号) に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間を念頭 (平成29年度~33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
 - ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
 - ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
 - ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
- ・広報機能 (権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
 - ・相談機能 (相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
 - ・利用促進 (マッチング) 機能
 - ・後見人支援機能 (チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
 - ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

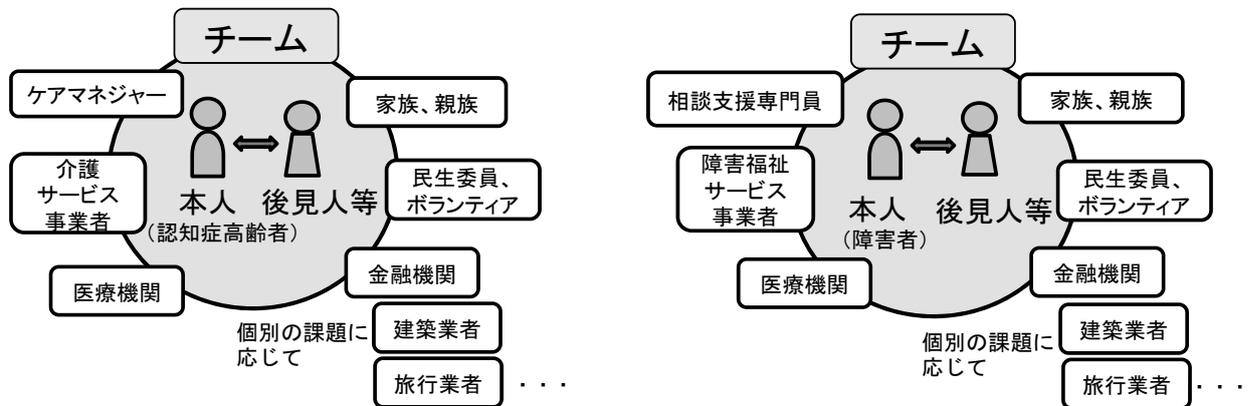
- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 (預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

(3) 地域連携ネットワークの「チーム」とは

- 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



内容：本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と**後見人**がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み

メンバー例：ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等

エリア：日常生活圏域など

厚生労働省「成年後見制度利用促進体制整備研修」資料より

21

4 さいごに ～相談支援の中で感じること～

- ・本人の意思をベースとした支援を心がけているが、、、、困惑することも
- ・身近に頼れる人（保証人、代弁者）が少ない方が多い
- ・手術、延命治療、死後対応など、その時本人の意思を確認できない場面に、支援者も思い悩んでしまう
- ・家族信託や任意後見の相談が多くなっている
- ・成年後見も親族間トラブルを背景とした相談がある

- ・改めて本人の意思がベースであることを確認したい
- ・**備える意識づくり**と**意思を実現する仕組み**が必要
- ・その実現のためには、周りで争いが起きないように（残念ながら）、客観的な本人の**意思決定能力評価**と、適切な**意思決定支援**が必要とされている。

22

お問い合わせは・・・

名古屋市成年後見あんしんセンター

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号 (名古屋市総合社会福祉会館5階)

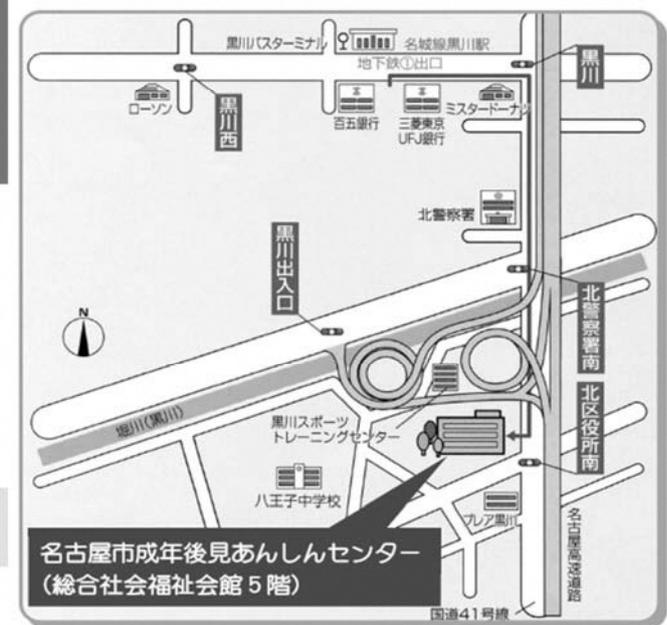
TEL : 052-856-3939

FAX : 052-919-7585

交通案内

地下鉄名城線「黒川」駅下車
①番出口より徒歩5分

<http://www.nagoya-seinenkouken.jp/>



高齢者の遺す思いと 意思決定能力（判断能力）の 評価について

椎名法律事務所

弁護士 椎名 基晴

意思（思い）の尊重

「本人意思の尊重」や「意思決定の支援」は
多数の法令で規定

障害者権利条約 第3条 一般原則

(a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及
び個人の自立の尊重

民法858条

「成年被後見人の意思を尊重し」

障害者基本法23条1項

「障害者の意思決定の支援」

障害者総合支援法51条の22第1項

「障害者等の意思決定の支援」

京都府・介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員等の
基準に関する条例2条2項

「入所者の意思及び人格を尊重し」など。

支援者にとって「意思の尊重」

しかし…

全ての分野にわたり、統一的に、
「意思の尊重」の内容、方法、基準などを
定めた明文の法令の規定はない。

後見人や高齢者・障害者の支援者は現実
の課題に臨機応変(手探り)で業務を遂行し
ているのが現状

特定分野のガイドラインがあればよい？

福祉での意思(思い)の尊重

意思(思い)の対象が広汎 小さなものから大きなものまで

- ・小さなものの例 … 歯ブラシどうするか。
- ・大きなものの例 … どんな施設に入所するか
どんなサービスにするのか
自宅はどうするか。売るのがか。
(心身の状況と費用その他諸事情の考慮)

問題となるケース

A 本人の意思(思い)が分からない

例: 本人が意識不明

B 思う本人の能力が分からない

例: セルフネグレクト

問題点

A 本人の意思(思い)が分からない

・例: 本人が意識不明

・本人の意思の確認の手順と根拠が分からない

→ 各種ガイドラインで整理が始まっている

問題点

B 本人の能力が分からない

例:セルフネグレクト

・本人の意思表示に対する支援のあり方について
問題が発生

(支援者の悩み)

本人のこだわり・不合理な言動に振り回される。

(本人・家族の声)

本人の言動どおりの支援が不合理に見えるときや
支援者の都合がかかわるときに
支援者による本人の意思の確認がおろそかに。

支援者の声:①が多い 本人・家族の声:②が多い。

よくある悩み ①生活環境悪化

80歳代男性。会社を定年退職して数十年。一軒家に一人暮らし。年金生活。一人暮らしを続けていたが、日常生活動作ができなくなる。家から出ない。冷蔵庫には半年前に賞味期限が切れた飲み物やアイスが入っている。年金預金口座からの引き出しと食事とごみ出しは2週間に1回訪問する知人Aに依頼し、コンビニ弁当と引き出した生活費を家に持ってきてもらう。起居・排泄・入浴等をどのように行っているかは不明。自宅内はごみ屋敷状態。外からは人が住んでいるように見えない。

この状況を知った本人の知人B・専門職ならどうすべき？

よくある悩み ①生活環境悪化

- (ア) キーマンの確認
- (イ) (市民なら) 地域包括支援センターへの連絡
- (ウ) 医療へのつなぎ・福祉サービスの検討
- (エ) 日常生活自立支援事業・後見制度の活用

よくある悩み ②セルフネグレクト

80歳代男性。会社を定年退職して数十年。一軒家に一人暮らし。年金生活。一人暮らしを続けていたが、日常生活動作ができなくなる。家から出ない。冷蔵庫には半年前に賞味期限が切れた飲み物やアイスが入っている。年金預金口座からの引き出しと食事とごみ出しは2週間に1回訪問する知人Aに依頼し、コンビニ弁当と引き出した生活費を家に持ってきてもらう。起居・排泄・入浴等をどのように行っているかは不明。自宅内はごみ屋敷状態。外からは人が住んでいるように見えない。

よくある悩み ②セルフネグレクト

本人の健康状態は不明であるが、身体のどこかが痛むのか、ときおり顔をしかめる。本人は自分の生活に満足している。知人Aを含む誰と話しても、自分の生活リズムを変更することを明確に拒否する意向を示している。知人Aは本人の状態を放置してられないので本人に協力しているが、できればもう関わりたくないと思っている。

知人A・専門職の立場では何ができるのか？

よくある悩み ②セルフネグレクト

- (ア)キーマンの確認
- (イ)(市民なら)地域包括支援センターへの連絡
- (ウ)医療へのつなぎ・福祉サービスの検討
- (エ)日常生活自立支援事業・後見制度の活用

対処メニューは①生活環境悪化と同じ。
だが問題は「本人の同意」(特にウ、エ)

→ 信頼関係を構築しながら根気強く説得
健康状態悪化をきっかけに説得

これが大変！

対処の視点

「認知症の人の日常生活・社会生活における
意思決定支援ガイドライン」
(厚生労働省 平成30年6月)

「成年後見制度利用促進法・基本計画」
(内閣府・厚生労働省 平成28年～)

「京・地域福祉推進指針」(京都市 平成31年4月)

キーワードは「チーム」「プロセス」

【大事】 チームで対応しない場合であっても意識しておく

対処の視点

(チームでプロセスで対応するとして)
2つの視点が必要

- (1) チーム参加者が
「意思決定支援」の多義性を自覚する
- (2) チームの中で思考の枠組みを共有する

対処の視点

意思決定支援の多義性を自覚

- ①「誰の」意思決定の支援なのか
障害者、高齢者、国民一般、成年者、合理的経済人、経営者
- ②「何についての」意思決定の支援なのか
治療方針、日常生活全般(歯ブラシなど)
契約などの法律行為、福祉サービスの選択、一般的な経済行動
投資行動、経営判断
- ③支援する対象となる決定された「意思」とは何か
決定事項に関する意思決定者の発言そのもの、本人の真意
真意を取り扱うならどのように真意を探知するのか
意思決定者の意思表示が明確でなく、意思を推定する場合
どんな事情ならどんな「推定的意思」があるといえるのか

対処の視点

意思決定支援の多義性を自覚

- ④「何を」もって「意思」「決定」とするのか
本人の言動が変動。意思決定者の表現・動作が不明確。
本人の過去の意思決定の保存。永久か。永久でないならいつまでか。
本人の意思表示が不明確で意思推定の場合。
- ⑤意思決定の「支援」とは「いつ」「何」をすることか
決定前に、支援者が意思決定ができる物理的環境を整えることか
決定前に、判断の客観的材料を提供することか
決定前に、支援者が自分の意見で意思決定作成過程に関わるのは
「支援」か？
意思決定代行は、意思決定「支援」か？
決定後に、支援者が、表明された本人の意思とは異なるが
本人の社会的な利益にはなる結論へと行動するのは？
決定後に、その意思表示どおりの行動をすることは「支援」か？

対処の視点

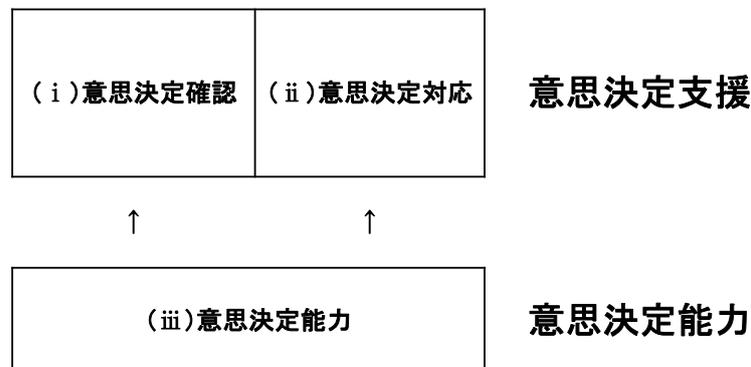
(1) チーム参加者が 「意思決定支援」の多義性を自覚する

その結果、多職種が連携し
「意思決定支援」に関する議論がかみ合ってきたとしましょう。

そうだとすると、さらに……。

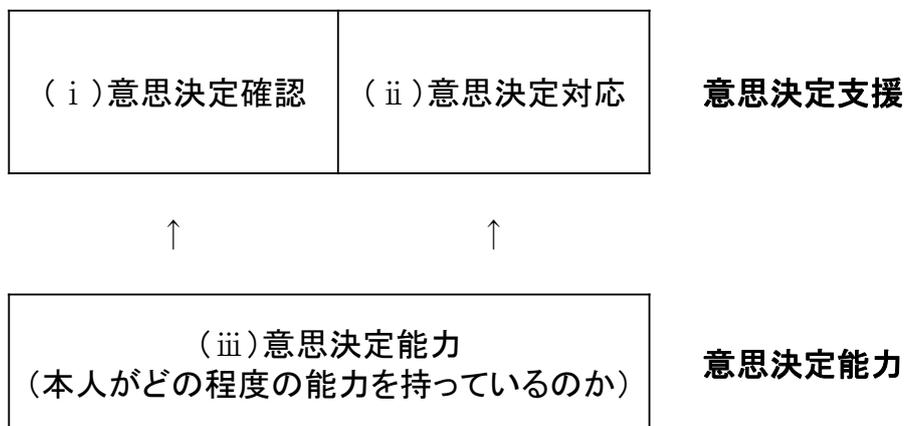
(2) チームの中で思考の枠組みを共有 （「意思の尊重」 ≠ 本人の言うまま） を意識する必要がある。どう考えればよいのか？

思考の枠組みの共有例



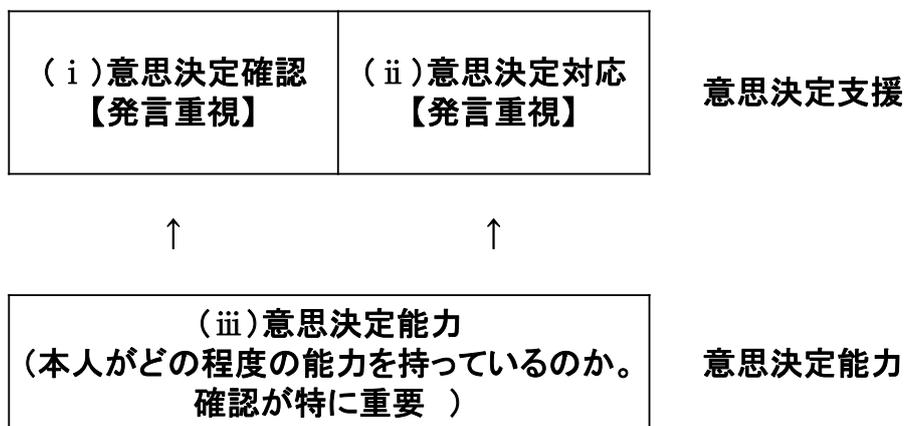
思考の枠組みの共有例

① 生活環境悪化



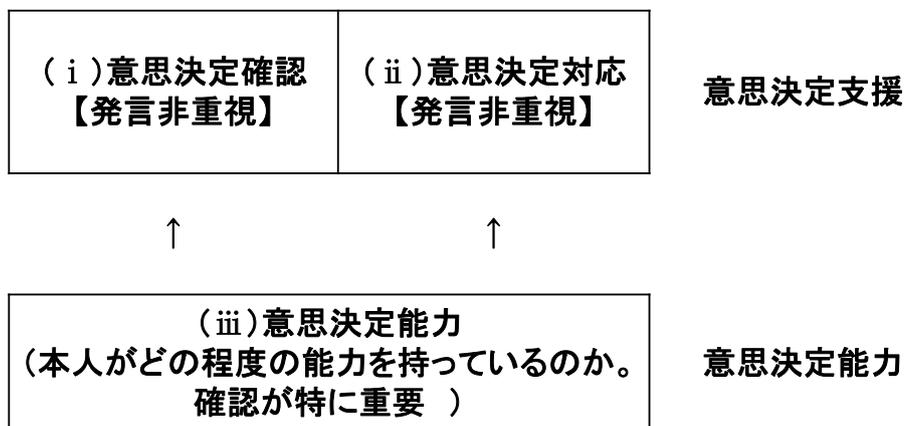
思考の枠組みの共有例

事例B② セルフネグレクト 能力高



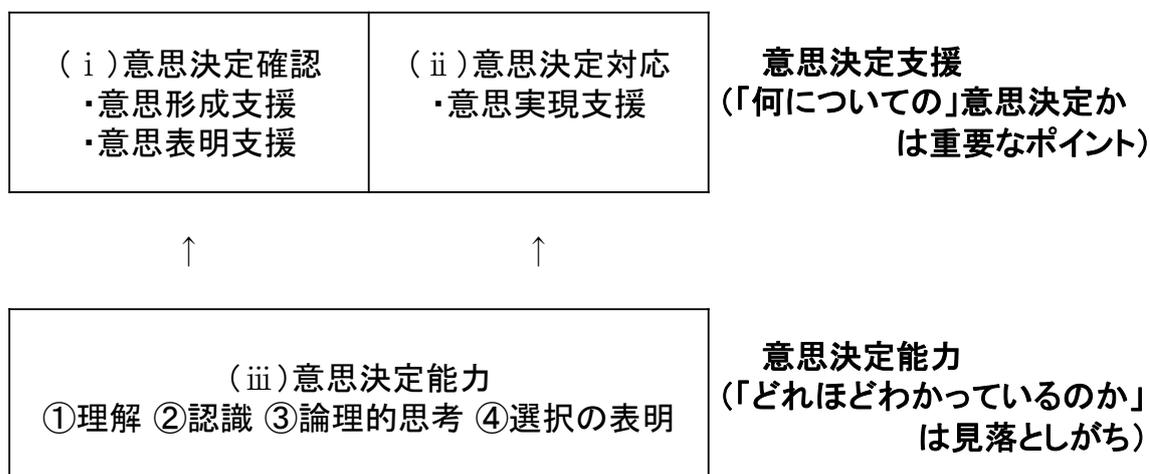
思考の枠組みの共有例

事例B② セルフネグレクト 能力低



思考の枠組みの共有例

そのほかの場合は？ 歯みがきは？ 福祉サービスは？
治療方針は？ 自宅の処分は？ 遺言は？

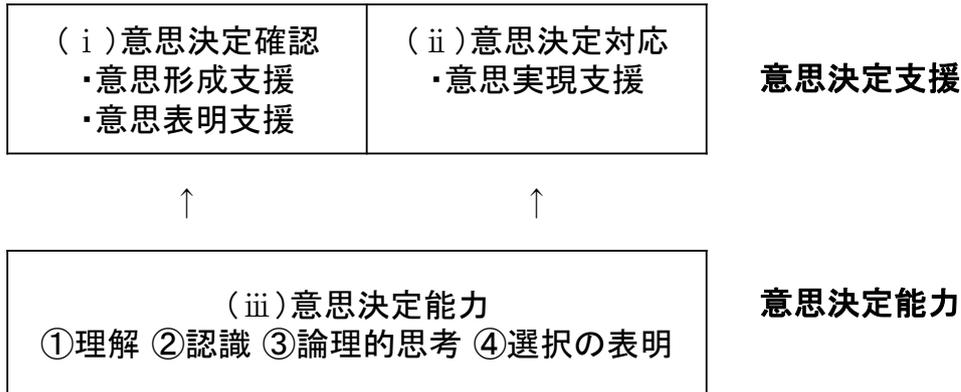


実践例

そのほかの場合は？ 歯みがきは？ 福祉サービスは？
治療方針は？ 自宅の処分は？ 遺言は？

・・・対象によって

- ・必要な意思決定能力 も
- ・確認・対応すべきこと も 違ってくる。たとえば・・・。



「成年後見制度利用促進基本計画」(内閣府・厚生労働省 平成29年3月)
「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」
(厚労省 平成30年3月改訂)
「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」
(大阪意思決定支援研究会 平成30年4月)
「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」
(厚労省 平成30年6月)

「チーム」での対応。「プロセス」の整理。

問題はそのプロセスの中身

- (1) チーム参加者が多義性を意識
- (2) チーム内で思考の枠組みを共有
(例: 意思決定確認・意思決定対応・意思決定能力)

これからの社会の動きを お話しします

意思決定サポートシステムと成年後見制度の比較 (小賀野晶一中大教授・成本迅京都府立医大教授が作成)

	意思決定サポートシステム	成年後見制度
対象	地域	全国
根拠・手続	民法及び民法特別法 要綱、条例 ガイドライン、マニュアル	民法及び民法特別法 家庭裁判所の審判(法定後見) 契約(任意後見)
支援	日常生活での意思決定 意思決定支援 地域の連携 例)日常生活自立支援事業	法律行為 代理権、同意権、取消権 成年後見人等、指定された者
家族	家族の意向・関与を尊重	家族は成年後見人等の候補者
判断能力	生活能力 意思疎通能力	意思能力 事理弁識能力
能力判定	財産管理、日常生活能力 対面と遠隔、ICT利用	財産管理 医師の鑑定・診断
支援時期	健康時から死亡まで 予防、事前・事後の支援	判断能力低下の判定後 事後の支援
医療契約	患者と医師の協働関係	双務契約、対向関係
医療同意	患者の意思 第三者の関与	患者の意思 成年後見人等に権限なし
個人情報	支援者間の共有 プライバシー保護	原則として本人の同意 プライバシー保護
公と私	公私協働における民法	私法としての民法
制度像	弾力性、柔軟性、個別性	堅実性、厳格性、統一性

高齢になっても認知症になっても自分らしく安全にすごせる仕組み (COLTEM)

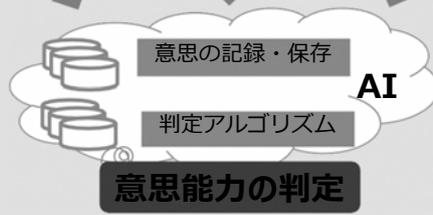
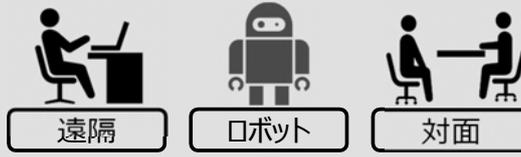


意思決定能力の評価は、いままで、診察時等の「その瞬間」のみを切り取って判断している
 ⇒高齢者は、その日その時の気分、体調によって、大きく状態が変化するため、「その瞬間」のみの評価では、診断しきれない部分が多い

日常の情報を
テクノロジーで補う
工学・遠隔チーム

- 画像 セットトップボックス
- 表情解析 ケーブルTV
- 音声 センサー
- 言語解析 バイタル・ライフログ 歩行解析

(社) 日本意思決定支援推進機構 (DMSOJ)



左記データを活かし
事業者の啓発・認証

収益事業

- 出版
- 研修
- コンサル
- 検定
- 認証

■教育や啓発で予防や予兆の発見を促す仕組み (弘前大学COI)

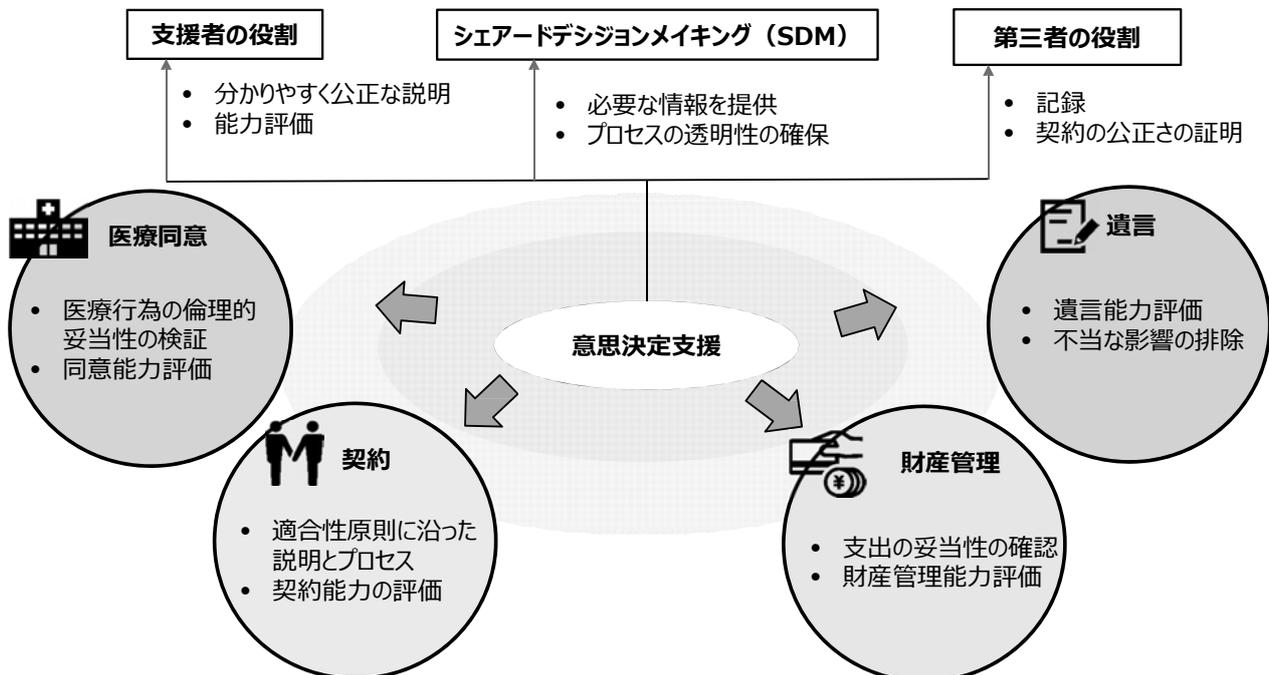
・予防・予兆発見と連携することで、子供から高齢者まで、シームレスなサポートが可能
 ※ライオンとベネッセで開発した『歯と口の健康』の教育・啓発のコンテンツ



意思決定サポートセンター

DMSOJ 一般社団法人 日本意思決定支援推進機構

<https://www.dmsoj.com/>





[もくじ]

認知症の理解(医学的見地から)

- 主な認知症ごとの特徴
- 地域連携、多職種連携の必要性

知っておくべき基本知識

- 高齢者とのコミュニケーションのとり方
- 高齢者との信頼関係の築き方
- 意思決定能力とは
- 金融機関における認知症気づきのポイント
- 金融機関と公的支援窓口との連携

今すぐ活かせる! ケース・スタディ

- 「通帳や印鑑を繰り返しなくす」
- 「経済的虐待」
- 「詐欺被害」

金融機関の困りごと〔対面編〕

- 来店目的不明で長時間銀行に居続けるケース
- 何度もかけてくる電話への対応
- 預金を盗られたという訴えへの対応
- 本人の認知機能の変動しているケース
- 決められない本人に代わって、家族が預金解約を希望するケース
- 本人が成年後見制度の利用を拒否するケース
- 家族間の意見の対立があり、本人が特定の家族の言いなりになっているケース

金融機関の困りごと〔訪問編〕

- 長くお付き合いのある顧客宅を訪問したら、以前と様子が違うケース
- 長くお付き合いのある顧客が保険料を滞納するケース
- 長くお付き合いのある顧客が、最近、自動車事故を頻繁に起こすケース

金融機関が準備できること

- リスク性商品の売買を行う場合
- 金融機関の組織的な対応方針について

必携! 認知症の人にやさしいマンションガイド

多職種連携からみる高齢者の理解とコミュニケーション



1. ケーススタディ

団地駐車場での事故
物盗られ妄想の隣人
80代姉妹の危機

2. 管理する上での困りごと

感情の高まりによる攻撃
夜中の大声や騒音
混乱に巻き込まれる近隣住民
10階の窓外を歩く隣人
自分の家がわからない
滞納問題
ボヤ騒ぎや出火の危険性
高齢者夫婦の介護拒否

3. 認知症の理解

アルツハイマー型認知症
レビー小体型認知症
血管性認知症
前頭側頭型認知症

4. コミュニケーションの基本知識

高齢者の方とのコミュニケーションの5つのヒント
認知症の方とのコミュニケーションの4つのヒント

5. 認知症の人への対応
「べからず十三か条」

椎名・名倉式遺言能力観察式チェックリスト

ト

<http://www.kpu-m.ac.jp/doc/news/2019/20190207.html>

1	現在希望している遺言内容(どのような財産を、誰に分配するのか)について説明できる	
	・ 現在の自分の財産を把握している	<input type="checkbox"/>
	・ 自分の推定相続人を把握している	
	・ 遺言内容に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握している	

2	【遺言内容を変更する場合のみ】当初の遺言内容(どのような財産を、誰に分配するのか)について説明できる	
	・ 過去（当初の遺言作成当時）の財産を把握している	<input type="checkbox"/>
	・ 過去（当初の遺言作成当時）の推定相続人を把握している	
	・ 過去（当初の遺言作成当時）の遺言内容に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握している	
・ 遺言内容のほかに遺言の方式も変更する場合は、その理由を説明できる【※この項目は必須ではありません】		

3	現在希望している遺言内容により、推定相続人のうち特定の推定相続人の取り分を無いものとしたり、法定相続分より減らしたりする場合、その特定の推定相続人は誰か、本来受け取る分配からおおまかにどの程度減るのかを説明できる	
	・ 現在の自分の財産を把握している	<input type="checkbox"/>
	・ 自分の推定相続人を把握している	
	・ 推定相続人やその家族に対するこれまでの贈与状況や寄与分を把握している	
	・ 遺言内容に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握している	
	・ 法定相続分について理解している	
・ 遺留分について理解している		

4	自分の遺言内容によれば、誰と誰の間にどのような葛藤や緊張(感情的対立を含む)が生じる可能性があるのかを認識している	
	・ 誰と誰の間に葛藤や緊張が生じる可能性があるのかを、一般論としてではなく自分に関する事柄として認識している <input type="checkbox"/>	

©日本意思決定支援推進機構 2018

5	現在希望している遺言内容により、法定相続人のうち特定の相続人の取り分を無いものとしたり、法定相続分より減らす場合、なぜそのような分配にするのか、その理由となる事情を述べることができる	
	・ 自分が遺言をすることについて、自分のこととして考えて理由を述べられる（※理由の合理性は問わない） <input type="checkbox"/>	

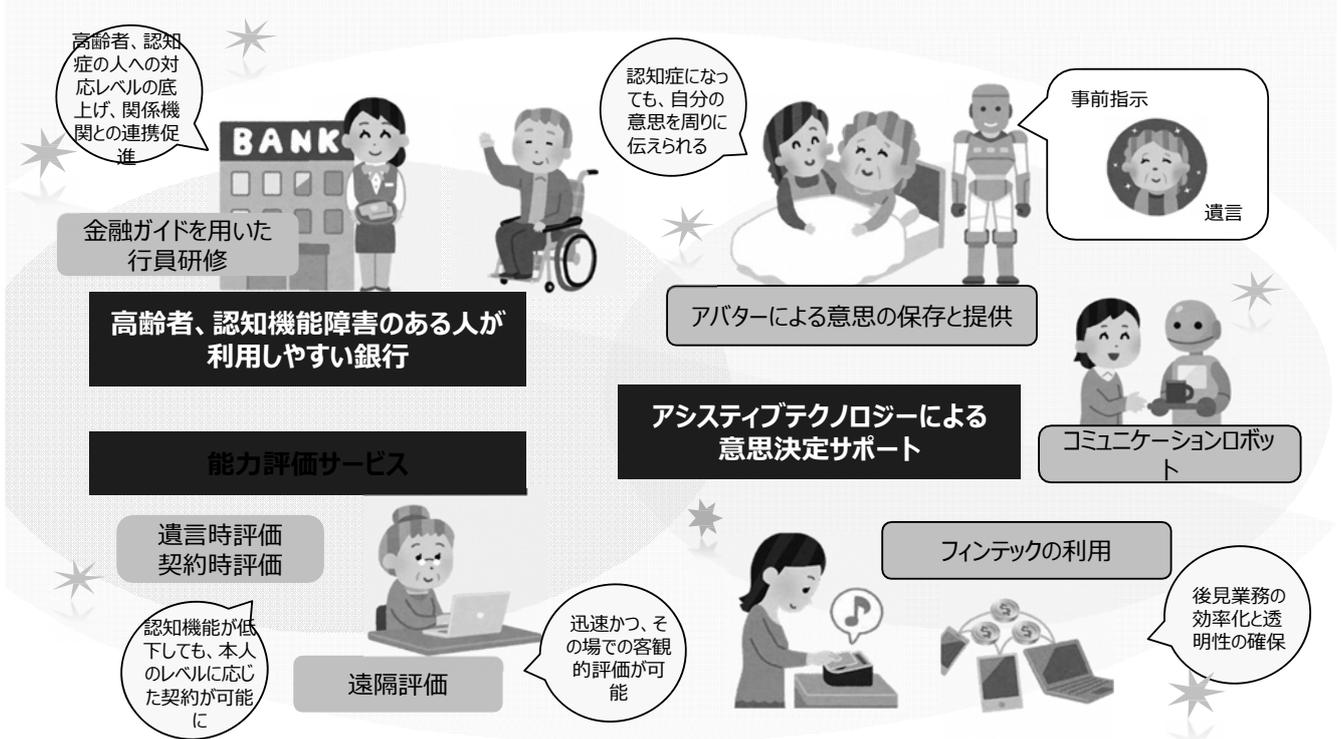
6	なぜ遺言という方法を選択するのか、法定相続のままにしておく方法や生前贈与、養子縁組、パートナーと婚姻する方法など、他に検討できる方法と比較して、理由を述べることができる	
	・ 「他の選択肢とその結果」と「遺言とその結果」を比較した上で合理的に判断している <input type="checkbox"/>	

7	現在希望している遺言内容により、それぞれの相続人・受遺者について、メリットまたはデメリットのいずれが生じることになるか及びその内容を説明できる	
	・ 現在の自分の財産を把握し、その情報を運用できる	<input type="checkbox"/>
	・ 自分の推定相続人を把握し、その情報を運用できる	
	・ 推定相続人やその家族に対するこれまでの贈与状況や寄与分を把握し、その情報を運用できる	
	・ 遺言内容に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握し、その情報を運用できる	
	・ 法定相続分について理解し、その情報を運用できる	
・ 遺留分について理解し、その情報を運用できる【※この項目は必須ではありません】		

8	【遺言内容を変更する場合のみ】当初の遺言内容と比べて、それぞれの相続人について、どのようなメリットまたはデメリットが生じることになるかを説明できる	
	・ 現在の自分の財産を把握し、その情報を運用できる	<input type="checkbox"/>
	・ 自分の推定相続人を把握し、その情報を運用できる	
	・ 遺言内容の変更に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握し、その情報を運用できる	
	・ 法定相続分について理解し、その情報を運用できる	
・ 遺留分について理解し、その情報を運用できる【※この項目は必須ではありません】		

9	表明された意思が二転三転することなく、一貫している	
	・ 遺言内容に関して表明された意思を複数回確認しても一貫性がある <input type="checkbox"/>	

©日本意思決定支援推進機構 2018



ご清聴ありがとうございました。

「意思決定能力の確認」

「椎名・名倉式遺言能力観察式チェックリスト」を使って

（認知症の人の遺言 Ⅱ）

司法書士 名倉勇一郎

遺言（いごん）の方式

自筆証書遺言

- ・遺言者が、全文・日付・氏名を自書して印を押す
- ・相続財産の目録については、パソコンで作成したもの、通帳・登記事項証明書の写しでも可

公正証書遺言

- ・遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授（くじゅ）する
- ・証人2人以上の立会いが必要
- ・公証人が作成し、遺言者と立会証人に読み聞かせ、又は閲覧させること
- ・遺言者及び証人が、内容を確認・承認して署名、押印（署名できない理由を付して署名に代えることも可能）

障害のある人の遺言

視覚機能に障害がある人の場合

- ・全文の自書が困難であれば、公正証書遺言で対応。

言語・聴覚機能に障害がある人の公正証書遺言の場合

- ・通訳人の通訳により、又は、自書により公証人への口授に代える
- ・通訳人の通訳：手話、読話、読唇、触話、指点字など
- ・自書：手書き、パソコンの利用、視線による文字盤利用など

3

未成年者・成年被後見人等の遺言

未成年者

- ・15歳に達した者は遺言ができる。

成年後見制度利用者

- ・任意後見契約発効後の本人については、制限はない。
- ・被補助人、被保佐人については、制限はない。
- ・成年被後見人については、「事理を弁識する能力を一時回復したときにおいて遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない」

遺言能力の判断基準

- ・ 医学的判断
- ・ 遺言者の自発的意思
- ・ 遺言の内容

遺言能力の有無は総合的に判断

遺言の内容，遺言者の年齢，病状を含む心身の状況及び健康状態とその推移，発病時と遺言時との時間的關係，遺言時と死亡時との時間的間隔，遺言時とその前後の言動及び精神状態，日頃の遺言についての意向，遺言者と受遺者との関係，前の遺言の有無，前の遺言を変更する動機・事情の有無等遺言者の状況を総合的に見て判断

(東京地判平成16年7月7日)

遺言ができないとの思い込みは？

書字障害

- ・ 自分の思っている文字が書けない障害

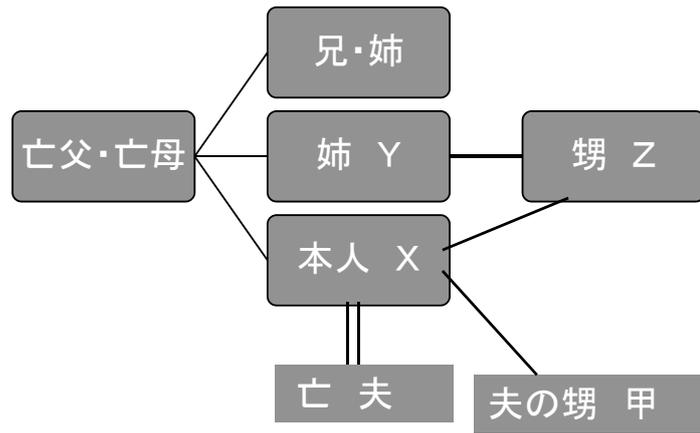
読字障害

- ・ 文字が読めない障害

構音障害（弛緩性構音障害）

- ・ 相手の話を理解したり、頭の中で伝えたい言葉をまとめたりすることはできるが、声という形で相手に伝えることが困難

概要



本人: X (S17. 1. 20生・78歳・女性)
生活状況: 夫は10年前に死亡
子はいない
自宅で自立生活
姉の子Zがお世話をしている。

収入: 年金、不動産賃貸(年600万円)
支出: 420万円/年(うち、事業用経費240万円)
不動産: 自宅の土地・建物以外に貸店舗・駐車場
預貯金: 3000万円

介護度: 要介護2
診断: 血管性認知症 改訂長谷川式スケール: 16点
書字障害があるが判断能力は保たれている
(文章は読める)

既存の遺言
以前住んでいた夫の実家があった土地(現況: 更地)を
亡夫の甥甲に遺贈するとの遺言書あり。

内 容	理解の確認	認識の確認	備 考
自分の財産の把握	理解した	理解した	自宅と貸地は把握 金融機関はわかるが 預貯金の残高は不明
相続人 についての説明	十分理解した	理解した	兄弟の名前は出る 甥姪の名前は一部
法定相続分の説明	理解した	理解した	
遺留分 についての説明	理解して いない	—	今回は遺留分が 生じない
将来の住居 についての把握	深く理解 していない	深く認識 していない	誰かに任せるとの認識
不動産の把握	自宅以外 は低い	自宅以外 は低い	賃貸人・ 管理会社は応答
自分の預貯金の把握	金融機関 は把握	金融機関 は把握	通帳を甥に預けて いることは認識
生活の収支の把握	深く理解 していない	深く認識 していない	近所のコンビニで 買い物をしている

内 容	認識の確認	論理的思考	選択の表明
既存の遺言について	低いが事実 として認識	夫の実家(=甲) に返すという認識	あり
新しい遺言の 内容について	財産を甥に渡 すという認識	兄弟会での話し合い の結果の受け入れ	あり
法定相続人である他の 兄弟姉妹及び甥・姪に 財産を渡さないことによ る紛争性の把握	紛争性が ないとの認識	定期的に、本人を交えて 兄弟会が行われており、 そこで甥Zが自分の面倒 を見ることが話し合われ ている	甥Zへの遠慮 があるようで 兄・姉に託すと 言うこともある (遺言内容の揺 らぎ)
その他の気づき			
自分の名前が書けないという「書字障害」があるが、 医師の診断では判断能力は保たれているということである。			

椎名・名倉式遺言能力観察式チェックリスト

<https://www.dmsoj.com/downloadinfo>

1	現在希望している遺言内容(どのような財産を、誰に分配するのか)について説明できる <ul style="list-style-type: none">現在の自分の財産を把握している自分の推定相続人を把握している遺言内容に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握している	<input type="checkbox"/>
2	【遺言内容を変更する場合のみ】 当初の遺言内容(どのような財産を、誰に分配するのか)について説明できる <ul style="list-style-type: none">過去（当初の遺言作成当時）の財産を把握している過去（当初の遺言作成当時）の推定相続人を把握している過去（当初の遺言作成当時）の遺言内容に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握している遺言内容のほかに遺言の方式も変更する場合は、その理由を説明できる【※この項目は必須ではありません】	<input type="checkbox"/>
3	現在希望している遺言内容により、推定相続人のうち特定の推定相続人の取り分を無いものとしたり、法定相続分より減らしたりする場合、その特定の推定相続人は誰か、本来受け取る分配からおおまかにどの程度減るのかを説明できる <ul style="list-style-type: none">現在の自分の財産を把握している自分の推定相続人を把握している推定相続人やその家族に対するこれまでの贈与状況や寄与分を把握している遺言内容に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握している法定相続分について理解している遺留分について理解している	<input type="checkbox"/>
4	自分の遺言内容によれば、誰と誰の間にどのような葛藤や緊張(感情的対立を含む)が生じる可能性があるのかを認識している <ul style="list-style-type: none">誰と誰の間に葛藤や緊張が生じる可能性があるのかを、一般論としてではなく自分に関する事柄として認識している	<input type="checkbox"/>

©日本意思決定支援推進機構 2018

5	現在希望している遺言内容により、法定相続人のうち特定の相続人の取り分を無いものとしたり、法定相続分より減らす場合、なぜそのような分配にするのか、その理由となる事情を述べることができる <ul style="list-style-type: none">自分が遺言をすることについて、自分のこととして考えて理由を述べられる（※理由の合理性は問わない）	<input type="checkbox"/>
6	なぜ遺言という方法を選択するのか、法定相続のままにしておく方法や生前贈与、養子縁組、パートナーと婚姻をする方法など、他に検討できる方法と比較して、理由を述べるができる <ul style="list-style-type: none">「他の選択肢とその結果」と「遺言とその結果」を比較した上で合理的に判断している	<input type="checkbox"/>
7	現在希望している遺言内容により、それぞれの相続人・受遺者について、メリットまたはデメリットのいずれが生じることになるか及びその内容を説明できる <ul style="list-style-type: none">現在の自分の財産を把握し、その情報を運用できる自分の推定相続人を把握し、その情報を運用できる推定相続人やその家族に対するこれまでの贈与状況や寄与分を把握し、その情報を運用できる遺言内容に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握し、その情報を運用できる法定相続分について理解し、その情報を運用できる遺留分について理解し、その情報を運用できる【※この項目は必須ではありません】	<input type="checkbox"/>
8	【遺言内容を変更する場合のみ】 当初の遺言内容と比べて、それぞれの相続人について、どのようなメリットまたはデメリットが生じることになるかを説明できる <ul style="list-style-type: none">現在の自分の財産を把握し、その情報を運用できる自分の推定相続人を把握し、その情報を運用できる遺言内容の変更に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握し、その情報を運用できる法定相続分について理解し、その情報を運用できる遺留分について理解し、その情報を運用できる【※この項目は必須ではありません】	<input type="checkbox"/>
9	表明された意思が二転三転することなく、一貫している <ul style="list-style-type: none">遺言内容に関して表明された意思を複数回確認しても一貫性がある	<input type="checkbox"/>

©日本意思決定支援推進機構 2018

遺言能力チェックリスト

各項目をチェックする際に参考となる視点を「・」で記載しています。

チェック欄

1	現在希望している遺言内容(どのような財産を、誰に分配するのか)について説明できる	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 現在の自分の財産を把握している 自分の推定相続人を把握している 遺言内容に関する自己と取得者(推定相続人・受遺者)の関係性を把握している 	
2	【遺言内容を変更する場合のみ】当初の遺言内容(どのような財産を、誰に分配するのか)について説明できる	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 過去(当初の遺言作成当時)の財産を把握している 過去(当初の遺言作成当時)の推定相続人を把握している 過去(当初の遺言作成当時)の遺言内容に関する自己と取得者(推定相続人・受遺者)の関係性を把握している 遺言内容のほかに遺言の方式も変更する場合は、その理由を説明できる【※この項目は必須ではありません】 	
3	現在希望している遺言内容により、推定相続人のうち特定の推定相続人の取り分を無いものとしたり、法定相続分より減らしたりする場合、その特定の推定相続人は誰か、本来受け取る分配からおおまかにどの程度減るのかを説明できる	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 現在の自分の財産を把握している 自分の推定相続人を把握している 推定相続人やその家族に対するこれまでの贈与状況や寄与分を把握している 遺言内容に関する自己と取得者(推定相続人・受遺者)の関係性を把握している 法定相続分について理解している 遺留分について理解している 	
4	自分の遺言内容によれば、誰と誰の間にどのような葛藤や緊張(感情的対立を含む)が生じる可能性があるのかを認識している	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 誰と誰の間に葛藤や緊張が生じる可能性があるのかを、一般論としてではなく自分に関する事柄として認識している 	
5	現在希望している遺言内容により、法定相続人のうち特定の相続人の取り分を無いものとしたり、法定相続分より減らす場合、なぜそのような分配にするのか、その理由となる事情を述べる事ができる	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 自分が遺言をすることについて、自分のこととして考えて理由を述べられる(※理由の合理性は問わない) 	
6	なぜ遺言という方法を選択するのか、法定相続のままにしておく方法や生前贈与、養子縁組、パートナーと婚姻をする方法など、他に検討できる方法と比較して、理由を述べる事ができる	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 「他の選択肢とその結果」と「遺言とその結果」を比較した上で合理的に判断している 	
7	現在希望している遺言内容により、それぞれの相続人・受遺者について、メリットまたはデメリットのいずれが生じることになるか及びその内容を説明できる	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 現在の自分の財産を把握し、その情報を運用できる 自分の推定相続人を把握し、その情報を運用できる 推定相続人やその家族に対するこれまでの贈与状況や寄与分を把握し、その情報を運用できる 遺言内容に関する自己と取得者(推定相続人・受遺者)の関係性を把握し、その情報を運用できる 法定相続分について理解し、その情報を運用できる 遺留分について理解し、その情報を運用できる【※この項目は必須ではありません】 	
8	【遺言内容を変更する場合のみ】当初の遺言内容と比べて、それぞれの相続人について、どのようなメリットまたはデメリットが生じることになるかを説明できる	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 現在の自分の財産を把握し、その情報を運用できる 自分の推定相続人を把握し、その情報を運用できる 遺言内容の変更に関する自己と取得者(推定相続人・受遺者)の関係性を把握し、その情報を運用できる 法定相続分について理解し、その情報を運用できる 遺留分について理解し、その情報を運用できる【※この項目は必須ではありません】 	
9	表明された意思が二転三転することなく、一貫している	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 遺言内容に関して表明された意思を複数回確認しても一貫性がある 	

※1つでもチェックの入っていない項目がある場合、念のため精査・確認を受けていただくことをおすすめします。

遺言内容を変更しない場合(2と8を除く)【 /7】

遺言内容を変更する場合(全項目)【 /9】

〔観察所感〕 遺言者の言動や精神状態など、気になる点があれば具体的に記載してください

※本チェックリストは、遺言能力に関する検査の要否を検討するための参考資料であり、相談者の遺言能力を測定するものではありません。

※本チェックリストは、遺言に関する用語の名称の知識を問うものではありません。相談者がその用語の名称を知らなくても、意思確認者から用語の内容の説明を受けたときにその内容を理解できればよいものとします。

※本チェックリストは、主に遺言の相談者本人の発言内容からチェックするものであり、その発言内容を裏付ける客観的状況を確認する新たな調査は必須ではありません。